

国民年金のお知らせ

「新成人のみなさん」
おめでとうございます！
20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

3つの国民年金（基礎年金）

- 1 老後を支える老齢基礎年金
- 2 病気やけがで障害の状態になったときに支える障害基礎年金
- 3 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支える遺族基礎年金

世代と世代の支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の人たちの年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と

「若年者納付猶予制度」

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30

歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

国民年金保険料を納めるなら前納割引制度がお得です！

国民年金保険料は1年間定額で（平成25年度は月1万5040円）、安くなることはないと思っていまいませんか？
実は、納付方法を変えるだけで、保険料が割引になります。

①口座振替早割

例えば12月分の保険料を1月末までに納めるというふうに、国民年金保険料は翌月末までに納めるのが基本です。しかし、12月分の保険料を12月末に口座振替で納めるだけで、50円の割引になります。1年間で600円の割引になります。

②前納1年分（現金）

納付書で1年分（4月～翌年3月）の保険料を前納することもできます。前納の申込みをした後に送られてくる専用の納付書で納めると、3200円の割引になります。
また、6か月分の前納もでき、その場合は730円の割引になります。

③前納1年分（口座）

口座振替で1年分の保険料を前納すると、3780円の割引になります。6か月分前納の場合は1030円割引になります。
※ただし、割引額は平成25年度の場合です。平成26年度の割引額は保険料で増減します。

平成25年度の割引額

	6か月前納	6か月前納 ×2回	1年前納
①口座振替早割	- 300円	- 600円	- 600円
②現金前納	- 730円	- 1,460円	- 3,200円
③口座振替前納	- 1,030円	- 2,060円	- 3,780円

2年前納が今年から始まります

さらに平成26年4月から、2年分の保険料を口座振替で納める2年前納が始まります。

毎月納付する場合よりも2年間で1万4000円程度の割引になります。
※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

2月末までにお申し込みを！

口座振替による6か月前納（4～9月）、1年前納、2年前納の申込みは2月末までです。

▼申込み場所

- ・住民課 年金係
- ・東福岡年金事務所
- ・預貯金口座をお持ちの金融機関
- ※現金（納付書）での前納は、東福岡年金事務所でお申し込みください。

▼必要なもの

銀行のお届け印、通帳、年金手帳

▼問合せ先

住民課 年金係
☎ 932・1467（ダイヤルイン）
☎ 932・1151（内線115）
東福岡年金事務所 国民年金課
☎ 651・7129

所得税確定申告と 町県民税申告の 相談窓口を開設します

須恵町役場特設会場

2月17日～2月28日 1階保健センター
3月3日～3月17日 3階大会議室
9時30分～11時、13時～15時
土日を除く

会場と日程を確認してください。

町県民税の申告

- ▶町県民税の申告用紙が送付された人
- ▶所得がなくても国民健康保険に加入している人
- ▶所得がなくても所得証明が必要な人

須恵町役場特設会場
2月17日(月)
～3月17日(月)

所得税の申告

- ▶営業・不動産など収支内訳書を添付して申告をする人

須恵町役場特設会場
2月24日(月)
～2月25日(火)
宇美町役場
2月20日(木)
～2月21日(金)
志免町役場
2月27日(木)
～2月28日(金)

- ▶住宅借入金など特別控除を受ける人
- ▶還付申告をする人

還付申告センター
(志免町シーメイト)
1月22日(水)
～1月23日(木)
9時30分
～11時30分
13時～15時

- ▶給与や年金がある人
- ▶一時所得などがある人

須恵町役場特設会場
2月17日(月)
～3月17日(月)

※上記以外の期間および譲渡・贈与については香椎税務署で申告してください

※宇美町役場および志免町役場の受付時間は、各役場に確認してください。

申告に必要なもの

○所得を証明するもの

- ・源泉徴収票や支払調書
- ・給与や年金以外の人には帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書

○控除を証明するもの

- ・生命保険や地震保険の控除証明書
- ・国民健康保険や国民年金の領収書
- ・医療費控除の人は医療費の領収書など（領収書の集計は事前に行なって下さい）
- ・住宅借入金など特別控除の人は必要書類
- ・寄付金控除の人は寄付金の領収書など
- ・身体障害者の人は身体障害者手帳
- ・災害などに関連する支出がある場合、その領収書など

○その他

- ・印鑑（所得税が発生する人で口座振替を希望する人は口座印）
- ・所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控

▶問合せ先

税 務 課 ☎ 932-1495（ダイヤルイン）
☎ 932-1151（代表）
香椎税務署 ☎ 661-1031

※志免町シーメイトへのお問合せはご遠慮ください。